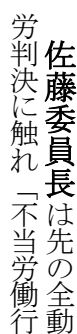


編集責任者 武田 昌仙



◆鉄建公団訴訟の加藤晋介弁護士からは、当日行われた鉄建公団訴訟控訴審の第7期日の内容が報告された。その中で「我々原告

解雇であるとするならば証明するのは使用者側の責任である」として、裁判所の姿勢を批判した。

◆採用差別横浜人活訴訟の、岡田尚弁護士からは、横浜人活事件の経過と現状が話され、「八十六年当時、五名が逮捕され二名解雇、三名がこの事件による不採用である。ところが解雇者二名は勝利し『運輸機構』で働いている。直接の解雇者でないものが未だに復讐できないでいるのである。相手側は時効論と二十三条

のみの主張であり、優位性を活かしながら全体の底上げを行っていく」と述べた。

◆弁護団報告の最後は三月十三日に鉄道運輸機構訴訟(第二次訴訟)判決に臨む、萱野一樹主任弁護士より、「原告三五名と少数ではあるが、流れを更に大きく確定する重要・重大な判決であり、9・15難波判決三六部、1・23佐村判決一一部、残る19部でも絶対に勝取らなければならぬ。あと一ヶ月、最後まで油断せずに気合を入れなおして裁判所を包囲しプレッシャーを与えることが大切」と決意が述べられた。

闘う仲間からのアピール

国鉄闘争と共に闘う仲間から連帯のアピールとして、東京管理職ユニオンの安部誠副委員長からは「マック訴訟で東京高裁は高野広志さんの訴えを全面的に認めた。権限のない店長は管理者に当たらないとし、残業代の支払いを会社に命じたものだが、マスコミは「歴史的」「画期的」の論調。当たり前のことなのに。マック訴訟では残業代を支払えとしているが、金ではなく長時間労働をなくし、命と健康を守れというところが真の目的である。共に頑張ろう」と力強く連帯の挨拶が述べられた。

**当事者からのアピールと今後の行動提起**

集会のクライマックスは、原告団・争議団が全員登壇し、代表して川端鉄道運輸機構原告団長が、年

度末に集中した大衆行動の要請と共に、アツピール(案)を怒りを込めて読み上げると、満場の拍手で採択がされた。

最後に本部高橋伸二委員長は、これまでの長きに渡る国鉄闘争に対する物心両面の支えに対する感謝とお礼の言葉を述べると共に、最後まで支援を要請し、団結頑張ろうと二唱幕を閉じた。

退職

一月三十一日

田中 豊さん  
佐藤 忠司さん  
檜森 義勝さん

東北工事事務所分会

影山 芳信さん

郡山信号通信区分会

菅原 芳子さん

郡工支部装置科分会

石川 辰夫さん

岩沼駅連合分会

赤間 弘記さん

仙台信号通信区分会

早坂 純一さん

小牛田運輸区分会

早坂純一さんの飛翔を願う

小牛田運輸区分会の早坂さんは「HSスポーツクラブ」のサッカースクール専任コーチとして第二の人生を踏み出す決意をし、JRを退職されました。本人の「志」に敬意を表し、今後の活躍をお祈りいたします。

アスベスト学習会から

◆二月十六日、国会会館において「アスベスト問題学習会」が開催された。これは地本アスベスト対策委員会が定期的に取組んでいるもので三回目となる。

今回は国労本部より小池執行委員を招き、「国鉄・JR職場のアスベスト被害と今後の課題」と題した講演を受け、また過日労災認定を勝ち取った、東工所分会の菊田書記長より「アスベスト労災認定の闘い」の報告を受けた。

本部小池中執講演【要旨】

一、アスベスト問題の経過について

①社会問題になったアスベスト被害については、〇五年六月の尼崎市のいわゆるクボタショックから始まり、

〇六年三月二十七日施行の石綿新法となった。しかし、内容は不十分である。

②国労としての対応は、第七十三回定期全国大会でアスベスト対策会議の設置を決定、これまで五回の対策会議を開催。また、健康管理

〇本年一月十八日現在で、労災・業務災害の認定者数は一四二名(死亡九六名、業務災害認定は一三六名(死亡九〇名)、業務災害審査中は一三四名、業務災害不認定は六五名)



国労本部小池中執

分会代表者会議を開催

東日本本部が主催

◆2月17日、盛岡市労働福祉会館で東北ブロック全分会長会議が開催された。この会議は08春闘・制度要求の扱い・和解以降の問題点の集約・不採用事件の解決に向けて・新規採用者獲得に向けた取り組みなど全体で意思統一を図るため、東日本本部の主催で開催されたもの。

◆東日本本部から問題提起を受けた後、全体での討論・交流が行われ、各分会長からは多くの意見や今後の課題が出された。

集会は出された意見や課題を全体の取り組みで改善、是正させていく事を確認し終了した。

◎出された主な意見など

◇昇進試験で一定の改善は図られているが職場によってアンバランスがあり不公平感がまだまだ是正されていないのではないかな。指導職は合格するが、主任はまだ0。出向者は試験の問題が仕事と合わない内容になっている。

◇再雇用はハーフタイムや本人希望と会社提示の勤務箇所が違い、あきらめる人も出ている。

◇支社またがりの配転で20年経過している組合員が多くいる。早急な対応をしてもらいたい。

◇サポーター指定要請とあるが、何の意味があるのかわからない。サポーターになると小集団などやらなければならないのではないかな。

◇制度要求署名では支部、分会で統一して行った。50人の分会で他労組にも呼び掛け160筆集約。きとができ、自信になった。

◇分会として相談し国労が班長、副班長の職場でサポーター要請を行った。

◇支部で年令別集会を行った。50代はカットが中心で他労組と一緒に廃止させる運動が必要。40代は組織問題が中心になる。

◇これまでの再雇用も24控除のようなことが出来ないかな。

労災認定者数は六名(死亡六名)とし、内訳は二〇〇〇年認定・長野工場(九八年死亡)、〇五年認定・西日本鷹取工場(〇四年五月死亡)、〇六年認定・国府津車両センター(〇六年死亡)、〇六年認定・JR貨物横浜羽沢駅(〇八年一月死亡)、〇八年認定・東北工事事務所(〇五年六月死亡)となっており、現職を含めた被害がJR労働者に広がっている。また国鉄退職者に対して、国鉄清算事業本部が原則として一人一回を限度として実施しているレントゲンとCT検査の受診者数は六三三名(有所見二一九名、健康管理手帳交付希望者数は二二〇名、同交付者数は一七一名(厚生労働省よりの通知である))。

二、国鉄・JRの「災害補償」の取組と問題点

国鉄は「業務災害補償規定」、JRは「労働者災害補償保険法」(労災)の適用を受け、八七年四月一日の国鉄「分割・民営」を境に二つに区分、どちらで認定されるかにより補償内容が大幅に相違し、旧国鉄に対し損害賠償訴訟が各地で起きている。厚生労働省の指導は、基本的な考えとして「国鉄とJRを比較して、長期に働いた方を適用する」ということ。

今後の対策課題として

①JRは除去・封じこみは終了したが、部屋等残っていることが発覚、熱意をもつての対応がなく。また、健康被害に対して加害者意識が欠落している。

②健康管理対策は、JRと旧国鉄の区別なく健診を希望申告に基づき、完全実施し、また石綿障害予防規則等を現職・退職問わず周知徹底すること。

③JR各社は、退職者に対して現職同様の災害補償をすること。

④JR各社は、石綿含有製品の使用状況について製造元にも調査を依頼し、点検・調査を継続・強化すること。

⑤石綿建材等の撤去計画を策定し、早急に完全撤去すること。

また、国や政府に対して

①石綿新法を見直し労災補償に準じた制度に改善すること。

②新法の指定疾病の拡大を図り、請求期限は廃止すること。

③石綿全面禁止、完全撤去を総合的に推進するためにアスベスト基本法(仮称)を制定すること、等が必要であり、国労として「石綿の健康被害の救済に関する法律の改正を求める請願署名」を取組む。

お詫び

国労せんだい2512号1面の全動労判決記事において「3月13日に予定されている同裁判の控訴審判決は」とありましたが、正しくは「鉄道運輸機構裁判(第二次訴訟)」の間違いです。ここに訂正すると共に、関係者の皆様には心よりお詫び申し上げます。